

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示
 - 被害農林漁業者等に対する資金融通にかかる特別被害地域の指定
 - 建設業者の変更登録
 - 建設業者の登録
 - 建設業者の更新登録
 - 牛の肝てつ検査及び駆除並びに乳牛の結核病ブルセラ病の検査
 - 昭和三十三年度第三次自衛官（二等陸、海、空士）募集の試験日時及び試験場
 - 種畜証明書の書換交付
 - 種畜の廃用
- ◇公安告示
 - 風俗営業取締法による公開の聴聞会開催

告示

鳥取県告示第四百五十八号

昭和三十三年三月から五月までの天災についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用に関する政令（昭和三十三年政令第五百五十一号）第五条の二の規定により、次のとおり昭和三十三年三月から五月までの天災の被害農林漁業者に対する経営資金の融通にかかる特別被害地域の区域を指定する。

昭和三十三年十月三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

区分	郡（又は市）名	新市町村名	旧村名（又は開拓農業協同組合名）	大字名
	八頭郡	河原町	河原町	谷一木
	"	"	国英村	釜口
	"	"	散岐村	八日市
	"	"	西郷村	水根
	"	"	"	山上
	"	"	"	小貫
	"	"	"	山倉
	"	"	"	佐貫
	"	"	"	小山
	"	"	"	水根
	"	"	"	山根
	"	"	"	小貫
	"	"	"	湯谷
	"	"	"	本谷
	"	"	"	湯谷
	"	"	"	小内

00814

設内で飼育している牛。ただし、生後六箇月分娩前一箇月及び分娩後十日以内のものを除く。
肝てつ検査……牛。ただし、生後四箇月及び分娩前後一箇月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び注射駆除の方法

結核病検査……ツベルクリン皮内反応検査

ブルセラ病……ブルセラ急速凝集反応検査及び試験管

法検査

肝てつ検査……皮内注射反応、虫卵検査法

肝てつ駆除……ヘキサクロロエタン製剤投与

別表

牛の肝てつの検査及び駆除

実施期日	実施区域	実施場所
十月七日	日野郡溝口町	宇代、金屋谷、岩立
〃 八日	〃	谷川、大倉、大原
〃 九日	〃	宮原、白水、根雨原
〃 十日	〃	中曾、古市、父原

〃十六日 〃 長山、溝口、荘
〃十八日 〃 大江、上野、大平原

乳牛の結核病、ブルセラ病の検査

実施期日	実施区域	実施場所
十月 二十一日	日野郡江府町	江尾、久連、佐川、柿原
〃 二十二日	〃	原、下蚊屋
〃 二十四日	〃	杉谷、小原、御机
〃 二十八日	〃	〃
〃 二十九日	十一月一日	洲河崎、荒田、下安井、俣野
十一月七日	〃	溝口町
〃 八日	〃	福岡、畑地、藤屋、三部
〃 十二日	〃	長山、白水、大原
〃 二十二日	〃	谷川、宮原、荘、根雨原
〃 二十四日	〃	宇代、大江、上野、大平原
〃 二十七日	〃	金屋谷、岩立、古市

00815

〃二十六日 〃二十九日 〃 根雨町
舟場、三谷、野田、安原、下榎
〃二十八日 十二月一日 〃 根雨、坂井原、高尾、濁谷

鳥取県告示第四百六十三号
昭和三十三年度第三次目衛官(二等陸、海、空士)募集
の試験日時及び試験場について、次のとおり定める。
昭和三十三年十月三日
鳥取県知事 遠 藤 茂

一 普通試験場

試験 日 時
昭和三十三年十月二十、二十一日 午前八時三十分から
〃 〃 二十二日 〃 〃
〃 〃 二十四日 〃 〃

試験 場

鳥取市西町 鳥取県立鳥取図書館
倉吉市仲之町 倉吉市立東中学校
米子市両三柳 陸上自衛隊米子駐とん部隊

二 特設試験場

試験 日 時
昭和三十三年十月十八日 午前十時から
〃 〃 〃 〃

試験 場

境港市明治町 境公民館
八頭郡用瀬町用瀬 用瀬町役場
日野郡黒坂町黒坂 黒坂町役場

(注) 応募資格その他については、昭和三十三年八月二十六日付鳥取県告示第三百八十四号を参照のこと。

鳥取県告示第四百六十四号

次の種畜につき種畜証明書の書換交付があつた。

昭和三十三年十月三日

鳥取県知事 遠 藤

茂

種畜証明書番号

名号

品種

旧飼養者住所氏名

新飼養者住所氏名

昭三三鳥取二第一三号

益栄

黒毛和種

鳥取県西伯郡西伯町 前谷光久

鳥取県西伯郡西伯町 泰野政治

鳥取県告示第四百六十五号

次の種畜は廃用された。

昭和三十三年十月三日

鳥取県知事 遠 藤

茂

種畜証明書番号

名号

品種

飼養者住所氏名

昭三三鳥取一第五九号

金松

黒毛和種

鳥取県東伯郡由良町 米田千太郎

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第九号

風俗営業取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五

条の規定により、次のとおり公開による聴聞会を開催する。

昭和三十三年十月三日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安成 文

一 関係者住所氏名

(1) 倉吉市堺町二丁目二三九ノ二一 早野ヨシエ

(2) 倉吉市堺町二丁目二三九ノ一 西田 達子

二 聴聞の期日

昭和三十三年十月二十三日 午後一時から

三 聴聞の場所

倉吉市明治町 倉吉警察署会議室

昭和四年四月十五日第三種郵便 認可 発行日 火、金

鳥取県市東町取 鳥取県市東町取 鳥取県市東町取 鳥取県市東町取 鳥取県市東町取 鳥取県市東町取 鳥取県市東町取 鳥取県市東町取 鳥取県市東町取 鳥取県市東町取